

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

- ・ 高齢者
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

事 務 連 絡
令和2年2月17日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における職員の確保について

新型コロナウイルスについては、かねてより必要な対応をお願いしているところですが、社会福祉施設等の入所者・利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。

厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。

クルーズ船に係る国土交通省の対応

2020年2月20日時点

①「ダイヤモンド・プリンセス」号への対応



船名：ダイヤモンド・プリンセス（船籍：英国）
船社：プリンセスクルーズ（本社：米国）
総トン数：115,906トン、全長：290m
乗客：2,666名、乗員：1,045名

【横浜港入港までの経緯・対応】

- 香港からの男性が、1月20日に横浜で乗船、1月22日に鹿児島でオプショナルツアーに参加、1月25日に香港で下船後、2月1日に新型コロナウイルスの陽性反応。
- 同船はベトナム、台湾、那覇を経由して2月3日に横浜港内の錨地に到着し、検疫開始。
- 2月5日から、乗客・乗員に船内にどまっていたが、PCR検査陰性である等の乗客については、2月19日以降21日にかけて順次下船を実施中（19日443名）。
- また、外国人の乗客・乗員については、2月17日以降、米国等による帰国チャーター便を利用し、下船・帰国いただく対応を実施中。

【国土交通省の対応】

- 海上保安庁による検査キット等の移送や周辺海域の巡回、当該船舶を停泊させる錨地の確保や横浜港での着岸に関する港湾管理者（横浜市）等の関係機関との調整、外国人の帰国や乗客の医療センター等へ移送の際のトイレ休憩施設の確保、高速道路無料化等を実施。
- 運輸会社の日本支店に職員をリエゾンとして派遣し、運輸会社との一層の連携を強化（2月8日から1名、12日から4名に増員）。
- 2月19日からの乗客の下船について、厚生労働省等の関係機関と連携し、運輸会社との調整や下船後の移動手段の確保等の対応を実施。

②その他のクルーズ船への対応

【「ウエストエルダム」号への対応】



船名：ウエストエルダム（船籍：オランダ）
船社：ホーランド・アメリカ・ライン
（本社：米国）
総トン数：82,862トン
全長：285.24m
乗客：1,455名、乗員：802名

- 同号に乗船している外国人については、船舶内において感染症の発生のおそれがあることに鑑み、上陸を認めない旨を閣議了解（2/6）。
- 国土交通省としては、この措置を受けて、直ちに、同船に対して入港しないよう要請するとともに、全ての港湾管理者に対して本措置の趣旨を踏まえて適切に対応するよう要請。
→ 本要請を受け、我が国への寄港を取りやめ、カシオパニアに入港。下船後の乗客に陽性反応者がいたため、日本人乗客4名は搭乗前後において、PCR検査を実施（結果陰性）、その後入国。同号下船の外国人は入国させないよう対応。

【今後我が国に寄港する旅客船への対応】

- 2月中我が国に入港予定のクルーズ船（3隻）は、それぞれ検疫にて確認後、入国手続きを完了済。
- 引き続き、今後我が国に寄港する旅客船について、旅客の健康状態の把握に努め、関係機関に速やかに情報共有を行うなど適切に対応。

【参考】出入国管理及び難民認定法

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

（中略）

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者